

東社協 **福祉施設経営相談室だよりNo.24** 平成 15 年 6 月 30 日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp

消費税が変わります

東京都所管の関係施設からこのことに関連するご相談をいただいておりますので、下記の記述を参考に各法人における対応をお決めください。なお、本だよりNo.24の内容は、宮内忍会計専門相談員、税理士宮内真木子氏にご協力いただきました。

平成 15 年度税制改正によって消費税法の一部が改正され、平成 16 年 4 月から適用されることとなりました。

1 事業者免税点が引き下げられます。

【改正前】納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が 3,000 万円

【改正後】納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が 1,000 万円

【適用関係】この改正は平成 16 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用されます。従って、平成 17 年 3 月決算分（平成 17 年 5 月申告分）から適用されます。

【注意事項 1】「**基準期間**」とは課税年度の前々事業年度をいいます。

平成 16 年度の前々事業年度は平成 14 年度ということになります。

つまり、平成 14 年度決算における課税売上高が 1,000 万円を超えると、

平成 16 年度の消費税の納税義務が確定することになります。

この判定は法人単位で行われ、施設単位ではありませんので法人全体の課税売上を集計して 1,000 万円を超えるか否かの判定をしなければなりません。

「課税売上高」とは、国内において対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供をいいます。

「課税売上高」には消費税は含まれません。

補助金是对価でない収入なので課税対象外（不課税）です。

【注意事項 2】①社会福祉事業の収入は非課税ですが、授産事業収入は課税です。

非課税となる社会福祉事業は社会福祉法第 2 条に規定された第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業をいいます。

②介護保険法の規定に基づく居宅・施設サービス費の支給にかかわる施設サービス（介護報酬）は非課税です。

③「社会福祉事業に類する一定のもの」も非課税とされています。

④公益事業収入は原則課税です。

詳細は、「施設運営ハンドブック」（東社協発行）を参照してください。

【具体的な対応】

平成 14 年度決算における収入の内、課税売上げに該当する収入がどれほどかを判定して法人全体で集計してみる必要があります。その結果が 1,000 万円を超える場合には、平成 16 年度から消費税の納税義務があることとなりますので、次に説明する簡易課税制度を選択できるか否かの判定を行う必要があります。

なお、課税事業者であることが判明したら、速やかに「消費税課税事業者届出書」（第 3 号様式）を所轄税務署（法人本部所在地の所轄税務署）に提出します。

2 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

【改正前】簡易課税制度を選択できる基準期間における課税売上高の上限が 2 億円

【改正後】簡易課税制度を選択できる基準期間における課税売上高の上限が 5,000 万円

【適用関係】この改正は平成 16 年 4 月 1 日以降開始する課税期間から適用されます。

従って、平成 17 年 3 月決算分（平成 17 年 5 月申告分）から適用されます。

【注意事項 1】「**基準期間**」とは課税年度の前々事業年度をいいます。

平成 16 年度の前々事業年度は平成 14 年度ということになります。

つまり、平成 14 年度決算における課税売上高が 5,000 万円を超えると平成 16 年度は簡易課税制度を適用できません。

この判定は法人単位で行われ、施設単位ではありませんので法人全体の課税売上高を集計して 5,000 万円を超えるか否かの判定をしなければなりません。

「課税売上高」の範囲と、消費税が含まれない点は 1 と同じ。

補助金是对価のない収入なので課税対象外（不課税）です。

【注意事項 2】簡易課税制度は消費税納税額の算定上控除される課税仕入れ等にかかる消費税の額の算定を簡易な方法によることができるもので、適用するには課税期間の開始する日の前日（平成 16 年 3 月 31 日）までに**選択届出**が必要です。

また、選択すると 2 年間は選択の取り止めが出来ません。

【具体的な対応】

平成 14 年度決算における収入の内、課税売上げに該当する収入がどれほどかを判定して法人全体で集計してみる必要があります。その結果が 1,000 万円を超え、5,000 万円以下であれば簡易課税制度を選択することができ、選択しようとするときは上記の期限までに「消費税簡易課税制度選択届出書」（第 24 号様式）を所轄税務署（法人本部所在地の税務署）に提出します。

その結果が 5,000 万円を超える場合には、平成 16 年度から消費税の申告上、簡易課税制

度を適用できません。

基準期間の課税売上高が5,000万円を超える場合には簡易課税制度を適用できないため、本則的な計算で納税額を算定することとなります。

3 簡易課税制度を適用できない場合の注意事項

簡易課税を選択できない法人が課税仕入れ等にかかる消費税額を納税額の計算上控除しようとする場合には、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。これらの帳簿及び請求書等は確定申告期限の翌日から7年間の保存が必要です。したがって、消費税計算が可能な計算ソフトの導入が必要となるでしょう。

4 社会福祉法人の消費税申告における職員給食費収入の取扱い等について

①職員給食費の実費徴収については、課税収入となるか非課税収入となるかの取り扱いの判断が分かれるところです。

「社会福祉施設を営む事業」として行われる職員給食の実費徴収であれば非課税収入、職員の福利厚生として行われる職員給食費であれば課税収入となります。

例えば、児童養護施設のように、職員給食自体が指導内容を形成する場合には職員給食も児童福祉施設を営む事業として必要不可欠なものといえます。

また、夜勤勤務職場での夜勤明けの職員給食についても上記に準ずるものと考えられるかもしれませんが、こちらはこの主張が税務調査の際に認められるか否か、個別の状況が影響しそうな微妙な問題です。要は、「社会福祉施設を営む事業」の一環であると主張できれば非課税を主張できるとご理解ください。

②給食が外注である場合で職員分について外注先と別途の契約を締結している場合には「職員給食費収入」を「預り金」処理することができ（徴収額をそのまま外注先に支払うもので、勘定科目処理として預り金で処理していること）、消費税の課税判定の対象としなくてよろしいと考えられます。

③上記対応が採用できない場合に職員給食が福利厚生的なものである場合には、簡易課税制度を選択せず、個別対応方式の本則的な計算で納税額を計算すると、職員給食費の収入と支出が同額である場合には結果として納税額が算出されないこととなります。ただし、職員給食についてのみ個別対応方式を採用することは出来ませんので、法人ないし施設全体の計算における個別対応方式の本則的な計算を行わなければならないことにご注意ください。

④介護保険事業における施設サービス利用料以外に支払を受ける費用（選定利用料）、介護認

定調査料等及び支援費施設における本人負担金以外に支払を受ける費用は課税収入となりますのでご注意ください。

5 改正消費税に関する研修会について

以上の改正内容の把握とこれを受けた社会福祉法人における消費税対応方策に関する研修会の開催を今秋に行うことを検討中です（実施は東社協人材研修センター）。